

荒川民主商工会

青年部規約

第一章 総則

第一条 本会は荒川民商青年部と称し、事務所を荒川民主商工会に置く。

第二条 本会は、本会の運営規則を認めた荒川民商青年部員によって構成する。

第二章 目的及び活動

第三条 本会は青年部員の総意にもとづいて自主的、民主的に運営され、業者青年の要求実現と社会的経済的地位向上をはかることを目的とする。

第四条 本会は他の部員に何をしてもらえるかではなく、他の部員に自分が何をしてあげられるかを基本コンセプトとする。

第五条 本会は荒川民主商工会の指導を受けて、前条の目的達成のために次の活動を行う。

- 一、業者青年の営業と生活、権利を守るための諸活動を行う。
- 二、文化、スポーツ、レクリエーション活動。
- 三、部員を増やすための積極的な活動。
- 四、学習会やニュースの発行など学習宣伝活動。
- 五、青年部員同士の活動交流。
- 六、各民商青年部との連絡、交流、共同行動。
- 七、その他必要な活動。

第三章 組織

第六条 荒川民商青年部員は、本会の目的達成のために活動する。

第四章 機関

第七条 本会の機関は総会、三役会、部会とする。

第八条 本会は一年に一回総会を開く。

総会は本会の最高決議機関で、次の事項を審議決定する。

- 一、活動報告および運動方針。

- 二、予算および決算。
- 三、役員を選任。
- 四、規約の改廃。

第九条 総会は青年部員をもって構成する。

第一〇条 臨時総会は部員の三分の一以上から

要求があつたとき、もしくは三役が必要と認めたときは開かなければならない。

第十一条 三役会は、部長、副部長、事務局をもって構成し、部会から部会までの間の会務を執行処理し、必要事項を立案して報告する。その処理事項は部会の承認を受けなければならない。

第十二条 すべての会議は部長が招集し、議決は出席者の過半数をもって決定する。但し、規約改廃、処分については出席者の三分の二以上を決する。

第五章 役員および事務局

第十三条 本会に次の役員をおく。

部長一名、副部長若干名、事務局一名。

第十四条 役員は部員、事務局員より選出する。

第十五条 役員は部会で定める選出規定によって推薦され、総会で選出される。

第十六条 役員の任期は総会より次の総会までとし、再選は妨げない。

第十七条 部長は本会を代表し、会務を統括する。

第十八条 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは代行する。

第十九条 事務局は本会の会計を統括し、会務を処理する。

第二十条 会計監査は本会の会計を監査し、総会に報告する。

第二十一条 役員に欠員が生じた場合には、部会でこれを補充する。

第六章 会計

第二二条 本会の会計年度は六月一日より五月末までとする

第二三条 本会の費用は、部費、援助金、寄付金でまかなう。

第七章 付 則

第二四条 この会則に定められていない事項については、この規則の目的とする精神にもとづいて三役会で処理する。

荒川民商青年部

役員選出規定

第一条 荒川民商青年部規約第十六条に定める役員選出規定は次のとおりとする。

一、部長・副部長・事務局・会計監査は、部会によって推薦され、総会で選出される。

二、役員の定数は部会が提案し、総会で決定する。

第二条 この規定の改廃は、部会の議決を必要とする。

二〇一〇年七月十五日制定

再建総会